

第三次計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方（検討案）

1. 計画の基本理念

子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年6月26日公布）」に基づき、子どもが心身ともに健康で、様々な経験をすることによって、前向きに生きる気持ちを育み、豊かに成長していくことができるよう支援することにより、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐことを旨として推進しなければなりません。

また、貧困状態にある方の妊娠期からその子どもが大人になるまでの過程において、支援が切れ目なく行えるよう、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを広く共有し、行政のみならず、学校、地域や民間支援機関等とも連携しながら、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

2. 推進にあたっての基本的な考え方

基本理念を踏まえ、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の連鎖を断ち切ることを旨とし、社会全体で切れ目のない支援を行うため、以下の基本的な考え方を念頭に置きながら取り組んでいきます。

（1）総合的な取組の推進

Ⅱの調査結果から、困窮度の高い世帯ほど、子どもが十分にご飯を食べることができてない、学習の機会や部活動・家族旅行等に参加・体験する機会を十分に得られていない、進学を変えざるを得ない状況にあることが明らかとなりました。

こうした食事、学習、体験など個別の課題の背景には、保護者の経済的な困窮や就労状況が大きな要因となっていると考えられますが、同時に、保護者が貧困であることにより社会から孤立し、必要な支援を受けることができないなど複合的な要因が絡み合っていると考えられます。

そのため、各分野の課題に直接対応する分野の取組だけで課題が解決するとは限らず、背景にある複合的な要因を捉え、総合的な取組を行うことで適切な支援を提供することが重要です。例えば、保護者の就労支援を行うにあたっては、経済的支援や孤立防止のための支援も何つつ、安心して就労できるような子育て支援体制が必要であり、子どもの教育支援にあたっては、子ども自身への学習支援のほか、保護者への経済的支援といった多方面からの支援が必要となります。

こうした子どものことを第一に考えた総合的な取組の推進により、子どもたちが同じスタートラインに立ち、将来に向かって進むことができるよう取り組んでいきます。

（2）支援が必要な人への情報発信

Ⅱの調査結果から、支援を必要とする人に十分に支援情報等が行き届いていないという課題が明らかになりました。困窮世帯の子どもや保護者は社会的に孤立しやすい傾向にあることから、困窮度が高い世帯の中でも支援制度を利用したことがない世帯や自分自身が支援制度の対

象者であることを知らない人が一定数います。支援を必要とする対象者に制度等情報を知っていただけるように、対象者の置かれている状況を踏まえ、対象者に寄り添った情報発信のあり方について工夫していくことが必要です。

また、情報が届いている場合でも、支援を受けることをためらう人も一定数います。ためらうことなく利用しやすい子どもの居場所づくりなど、支援を受けることに躊躇する必要がない環境づくりに努めます。

例えば、支援が届きにくい環境の子どもたちを学校や地域において発見し、SSWや民間の支援機関等が家庭訪問等により関係性を構築するなどにより、自然に支援につながり、活用できるような仕組みづくりが有効と考えられます。そのため、必要な人へ確実に支援が届くよう、市町村、学校、地域や民間の支援機関等と連携しながら取り組んでいきます。